

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和7年度
計画主体	長野県 長野市

長野市鳥獣被害防止計画

(令和8年度～令和10年度)

<連絡先>

担当部署名 農林部 森林いのしか対策課
所在地 長野市大字鶴賀緑町1613番地
電話番号 026-224-8470
FAX番号 026-224-7818
メールアドレス moriinoshika@city.nagano.lg.jp

1 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	鳥類 カラス、カワウ、サギ類（ダイサギ・アオサギ・チュウサギ） 獣類 イノシシ、ニホンジカ、ニホンザル、ハクビシン、タヌキ、アナグマ、ツキノワグマ、ニホンカモシカ、アライグマ
計画期間	令和8年度～令和10年度
対象地域	長野市

2 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和6年度）

鳥獣の種類	品 目	被害数値		
		被害面積 (a)	被害量 (k g)	被害金額 (千円)
カ ラ ス	果樹（りんご、ぶどう、なし）	205	61,250	15,980
	野菜（加工用トマト、カボチャ、トウモロコシ）	4	1,722	149
	計	209	62,972	16,109
イ ノ シ シ	水稻	501	31,087	7,057
	芋類（馬鈴薯、長芋）	42	14,700	559
	豆類（大豆）	75	1,505	398
	雑穀（ソバ）	90	900	342
	果樹（りんご、ぶどう、ブルーベリー、プラム）	61	18,080	4,815
	野菜（トウモロコシ、加工用トマト、大根、キャベツ）	40	15,823	1,374
	飼料作物	5	2,720	33
	計	814	84,815	14,578
ニホンザル	水稻	11	700	159
	芋類（馬鈴薯）	9	3,000	114
	豆類（大豆、小豆）	168	3,350	886
	果樹（りんご、ブルーベリー）	19	5,809	1,503
	野菜（トウモロコシ、カボチャ、加工用トマト、キュウリ、ネギ）	32	12,900	1,120
	計	239	25,759	3,782
ニホンジカ	水稻	123	7,590	1,723
	豆類（大豆、小豆）	253	5,060	1,338
	雑穀（ソバ）	155	1,550	589
	果樹（りんご、ブルーベリー）	204	62,666	16,278
	野菜（白菜、キャベツ、漬け菜）	18	7,148	621
	飼料作物	0.24	120	1
	その他	3	300	24
	計	756.24	84,434	20,574
ハクビシン	果樹（りんご、ぶどう、ブルーベリー）	53	15,878	4,105
	雑穀（ソバ）	2	20	8
	野菜（トウモロコシ）	36	6,594	572
	計	91	22,492	4,685
タヌキ	果樹（りんご、ぶどう、ブルーベリー）	6	2,041	547
	野菜（トウモロコシ）	20	8,016	696
	計	26	10,057	1,243
アナグマ	果樹（りんご、ぶどう、ブルーベリー）	1	300	78
	野菜（トウモロコシ）	2	640	56
	計	3	940	134
ツキノワグマ	果樹（りんご、ぶどう）	16	4,740	1,227
	野菜（トウモロコシ）	9	3,520	306
	計	25	8,260	1,533

(2) 林業被害の現状（令和6年度）

鳥獣の種類	品 目	被害数値			
		被害面積 (a)	被害材積 (m³)	苗畑及び小径木の 被害本数（本）	被害金額 (千円)
ニホンジカ	カラマツ	2,423	3,180.0	0	4,848
ツキノワグマ	スギ	35	36.0	0	889

(3) 水産業被害の現状（令和6年度）

鳥獣の種類	品 目	被害数値		
		被害面積 (a)	被害量 (t)	被害金額 (千円)
カワウ	水産物（アユ、ニジマス、ウグイ、ヤマメ、コイ、オイカワ）	—	7.5	16,873
サギ類 （ダイサギ・アオサギ ・チュウサギ）	水産物（アユ、ニジマス、ウグイ、ヤマメ、コイ、オイカワ）	未確定	未確定	未確定

(4) 被害の傾向

<鳥類>

○カラス（4－12月）

農地全域において、主に果樹・野菜の生育期・収穫期に被害が発生している。特に収穫直前の果樹への被害が多く被害金額が大きい。

○カワウ（通年）

アユ・ニジマスを中心とした捕食被害が発生している。飛来数が増加しており被害量、被害金額はともに増加傾向にある。

○サギ類（通年）

アユ・ニジマスを中心とした捕食被害が発生し、被害は増加傾向にある。

<獣類>

○イノシシ（通年）

中山間地域を中心に果樹・水稻・野菜・芋類等の定植期・生育期・収穫期に被害が発生している。被害面積、被害量、被害金額ともに増加傾向にある。

○ニホンザル（4－11月）

中山間地域を中心に果樹・野菜・豆類等の定植期・生育期・収穫期に被害が発生している。また、人に慣れた個体が民家周辺に出没しており、生活環境への被害が発生している。

○ニホンジカ（通年）

中山間地域を中心に果樹・水稻・野菜・豆類等の休眠期・定植期・生育期・収穫期に被害が発生している。被害量、被害金額ともに増加傾向にある。

また、カラマツへの角こすり、皮はぎによる林業被害が発生している。

○ハクビシン（4－11月）

果樹・野菜等の収穫期に被害が発生している。被害金額は増加傾向にあり、被害区域は市内全域に及んでいる。

○タヌキ（4－11月）

野菜・果樹の収穫期に被害が発生している。被害量、被害金額ともに増加傾向にあり、被害区域は市内全域に及んでいる。

○アナグマ（4－11月）

果樹・野菜の収穫期に被害が発生している。被害量、被害金額ともに減少傾向にある。

○ツキノワグマ（4－12月）

果樹・野菜の収穫期に被害が発生している。被害量、被害金額ともほぼ横ばいである。また、スギの皮はぎによる林業被害が発生している。

人の生活圏での目撃情報が市民から数多く寄せられており、人身被害の発生が懸念されている。

(5) 被害の軽減目標

指 標	現状値（令和6年度）		目標値（令和10年度）	
	被害面積 (a)	被害金額 (千円)	被害面積 (a)	被害金額 (千円)
カ ラ ス	209	16,109	190	15,000
イ ノ シ シ	814	14,578	770	13,500
ニホンザル	239	3,782	210	3,400
ニホンジカ	(農) 756	20,574	700	19,000
	(林) 2,423	4,848	2,170	4,280
ハクビシン	91	4,695	80	4,200
タ ヌ キ	26	1,243	23	1,100
ア ナ グ マ	4	134	3	120
ツキノワグマ	(農) 25	1,533	23	1,400
	(林) 35	889	31	800
カ ワ ウ	—	16,873	—	15,200
サ ギ 類	—	—	—	—

※（農）は農業被害、（林）は林業被害

(6) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	・ 地区協議会等から地元の猟友会に有害鳥獣捕獲業務を委託し、駆除・個体数調整を実施（捕獲鳥獣は埋設、自家消費及び製品利用として処理） ・ 有害鳥獣捕獲用機材の導入	・ 狩猟者の減少と高齢化に対応するため、新規狩猟者の確保や育成を図るとともに、猟友会を中心に法令順守と安全面に注意して適正な捕獲活動を実施することが必要
追い払いや防護柵の設置等に関する取組	・ 侵入防止柵及び電気柵の設置、管理 ・ 鳥獣類追い払い活動の実施	・ 個人レベルでの防除対策を行った上で状況に応じて、集落や地域ごとの集団的防除対策を検討することが必要
生息環境管理その他の取組	・ 緩衝帯の整備 ・ 放任果樹、クズ野菜の除去等推進 ・ 鳥獣防除対策研修会の開催 ・ 防除対策に関する啓発活動の実施	・ 緩衝帯整備後の維持管理を継続的に実施することが必要

(7) 今後の取組方針

農林水産業に対する野生鳥獣被害について、各地区協議（委員）会等を中心に地域の実情に応じた効果的な対策を検討し、引き続き被害対策の三本柱である防除、環境整備、駆除・個体数調整に取組み、市はそれらを支援していく。

長野市鳥獣被害防止対策協議会は、鳥獣被害防止総合対策交付金等を活用し、地域の集落ぐるみで行う総合的な対策を推進し、野生鳥獣に負けない集落づくりの実現を目指

す。

また、長野地域野生鳥獣被害対策チームと連携し、集落等の具体的実情に応じた効果的な対策を研究し、集落を餌場としない取組として研修会の開催、広報・チラシによる啓発活動や実地での研修等を実施する。

有害鳥獣の捕獲許可区域外でも農作物の被害が拡大していることから、状況に応じて捕獲区域の拡大を検討する。

有害鳥獣の効率的な捕獲や従事者の負担軽減のため、ICT 機器の導入を検討する。

処理加工に適したニホンジカ、イノシシは、長野市ジビエ加工センターをはじめ市内の野生鳥獣食肉加工施設に搬入し、ジビエとして利活用を図っていく。

3 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

市内22の地区有害鳥獣対策協議（委員）会、長野県漁業協同組合連合会及び長野森林組合が有害鳥獣捕獲許可を受けその従事者が捕獲を実施

大型獣等を効果的に捕獲するためにライフル銃での捕獲が必要

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取 組 内 容
令和8年度	カラス・イノシシ・ニホンザル・ニホンジカ・ハクビシン・タヌキ・アナグマ・ツキノワグマ・カワウ・サギ類・ニホンカモシカ・アライグマ	わなの購入及び設置 捕獲檻の購入及び設置 狩猟免許取得補助（わな及び銃） 追い払いの実施及び飛来数等の調査 ニホンジカ等集中捕獲事業 再造林推進に向けた捕獲事業の実施
令和9年度	カラス・イノシシ・ニホンザル・ニホンジカ・ハクビシン・タヌキ・アナグマ・ツキノワグマ・カワウ・サギ類・ニホンカモシカ・アライグマ	わなの購入及び設置 捕獲檻の購入及び設置 狩猟免許取得補助（わな及び銃） 追い払いの実施及び飛来数等の調査 ニホンジカ等集中捕獲事業 再造林推進に向けた捕獲事業の実施
令和10年度	カラス・イノシシ・ニホンザル・ニホンジカ・ハクビシン・タヌキ・アナグマ・ツキノワグマ・カワウ・サギ類・ニホンカモシカ・アライグマ	わなの購入及び設置 捕獲檻の購入及び設置 狩猟免許取得補助（わな及び銃） 追い払いの実施及び飛来数等の調査 ニホンジカ等集中捕獲事業 再造林推進に向けた捕獲事業の実施

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方	
カラス	：農作物の食害が通年で発生しているため、捕獲区域を拡大し、被害発生地域において、わなや銃器による有害捕獲を実施する。
イノシシ	：農作物の食害が通年で発生しているため、捕獲区域を拡大し、被害発生地域において、わなや銃器による有害捕獲を実施する。
ニホンザル	：長野県第二種特定鳥獣管理計画に基づき、わなや銃器による有害捕獲を実施する。
ニホンジカ	：長野県第二種特定鳥獣管理計画に基づき、わなや銃器による有害捕獲を実施する。
ハクビシン	：農作物の食害が通年で発生しているため、被害発生地域においてわなや銃器による有害捕獲を実施する。
タヌキ	：農作物の食害が通年で発生しているため、被害発生地域においてわなや銃器による有害捕獲を実施する。
アナグマ	：農作物の食害が通年で発生しているため、被害発生地域においてわな・銃器による有害捕獲を実施する。
ツキノワグマ	：長野県第二種特定鳥獣管理計画に基づき、銃器やわなによる有害捕獲を実施する。
カワウ	：水産物の食害が通年で発生しているため、河川流域において銃器による有害捕獲を実施する。
サギ類	：水産物の食害が通年で発生しているため、河川流域において銃器による有害捕獲を実施する。

対象鳥獣	捕 獲 計 画 数 等		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
カラス	500羽	500羽	500羽
イノシシ	1,200頭	1,200頭	1,200頭
ニホンザル	110頭	110頭	110頭
ニホンジカ	2,200頭	2,200頭	2,200頭
ハクビシン	400頭	400頭	400頭
タヌキ	450頭	450頭	450頭
アナグマ	150頭	150頭	150頭
ツキノワグマ	32頭	23頭	23頭
カモシカ	許可頭数	許可頭数	許可頭数
アライグマ	必要数	必要数	必要数
カワウ	120羽	120羽	120羽
サギ類	必要数	必要数	必要数

捕獲等の取組内容
長野市内において通年で有害捕獲を実施 鳥獣被害対策実施隊が、くくりわな、箱わな、囲いわな及び銃器を使用して被害発生地域において有害捕獲を実施 なお、ツキノワグマの捕獲は、原則としてドラム缶檻で実施するが、個体や被害の状況に応じて箱わなも使用する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
大型獣等を効果的に捕獲するためには、くくりわな・箱わななどの捕獲と併せてライフル銃での捕獲が必要である。また、くくり罠で捕獲した個体を安全に止め刺しする際や、ニホンジカなどを効率的に捕獲する巻狩りを実施する際は、遠距離からの捕獲にライフル銃が必要となる。 使用に際しては安全射撃大会や講習会を通じて、安全性の確保及び事故防止に取り組む。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
長野市内	ニホンジカ

4 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容					
	令和8年度		令和9年度		令和10年度	
イノシシ ニホンジカ ニホンザル ツキノワグマ	電気柵 防護柵	40,000m 200か所	電気柵 防護柵	40,000m 200か所	電気柵 防護柵	40,000m 200か所

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
イノシシ ニホンジカ ニホンザル ツキノワグマ	- 鳥獣の追払いの実施 - 防護柵の適切な設置 - 維持管理の実施	- 鳥獣の追払いの実施 - 防護柵の適切な設置 - 維持管理の実施	- 鳥獣の追払いの実施 - 防護柵の適切な設置 - 維持管理の実施

5 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

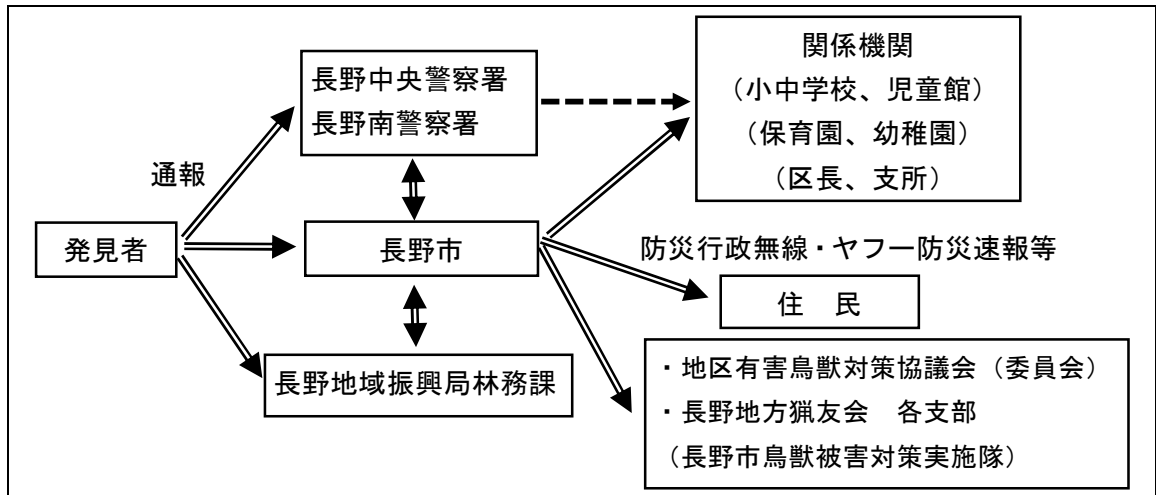
年度	対象鳥獣	取組内容
令和8年度	全獣種類	・緩衝帯の整備
令和9年度		・放任果樹、クズ野菜の除去の推進
令和10年度		・野生鳥獣に関するパンフレットの配布

6 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する主な事項

(1) 関係機関等の主な役割

関係機関等の名称	主な役割
長野地域振興局林務課	・ 関係機関への情報伝達 ・ 緊急パトロール
長野中央警察署 長野南警察署	・ 関係機関への情報伝達 ・ 緊急パトロール、住民への注意喚起 ・ 警察官職務執行法の適用が必要な場合の判断及び命令
長野地方猟友会 各支部 (長野市鳥獣被害対策実施隊)	・ 緊急パトロール及び緊急捕獲 ・ 緊急銃猟の実施
長野市	・ 緊急パトロール ・ 住民への注意喚起、関係機関への情報伝達 ・ 緊急銃猟の実施

(2) 緊急時の連絡体制



7 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した野生鳥獣については、捕獲者各自において焼却、地中埋設、自家消費、製品利用により処理を行う。

ジビエ利用可能と判断したイノシシとニホンジカは、長野市ジビエ加工センターをはじめ市内の野生鳥獣食肉加工施設に搬入してジビエとして利活用を図る。

8 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	食肉に適した個体・部位をジビエとして活用する。 ジビエの市内外への普及とブランド化を図る。 (ながのジビエ・信州わかほジビエ)
ペットフード	食肉用以外の肉や部位をペットフードに活用する。
皮革	市内外の皮革製品加工事業者に販売し、インテリア、装飾品等、多方面で活用する。

その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学研究等)	骨・角はペットフードとしての活用のほか、インテリア、装飾品等としての活用を図る。
-------------------------------------	--

(2) 処理加工施設の取組

・長野市ジビエ加工センター（運営：長野市） 年間処理計画頭数 1,000 頭（ニホンジカ年間捕獲計画数の約 5 割） 市内での豚熱発生により、イノシシは令和 2 年度から受入れ休止中である。 引き続きイノシシの受け入れの再開について、検討を進めていく。 国産ジビエ認証、信州産鹿肉処理施設認証を継続し、安全安心なジビエを供給 ・若穂地区野生鳥獣食肉加工施設（運営：若穂ジビエ振興会（猟友会）） 若穂地区内で捕獲された個体の食肉利用
--

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

捕獲従事者である鳥獣被害対策実施隊員に対し、捕獲個体の食肉活用に係る研修を実施 ジビエ加工センターの職員に対し、処理加工技術向上の講習と衛生管理レベル向上のための研修等を実施

9 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

被害防止対策協議会の名称 長野市鳥獣被害防止対策協議会（H20.9.2 設立）

構成機関の名称	役 割
グリーン長野農業協同組合	被害対策の連携・調整
ながの農業協同組合	被害対策の連携・調整
共和園芸農業協同組合	被害対策の連携・調整
長野森林組合	被害対策の連携・調整・確立・実施
長野県漁業協同組合連合会	被害対策の連携・調整・確立・実施
猟友会（長野市）連絡協議会	捕獲体制の調整
地区支部（協議会・委員会）	支部毎の農業被害対策の確立・実施
地域の有害鳥獣対策委員会等	各地域の農業被害対策の計画・実施
長野市	協議会事務局を担当、各機関の連絡・調整

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役 割
長野地域野生鳥獣被害対策チーム	被害の相談窓口、防除対策の支援・普及 協議会オブザーバー

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

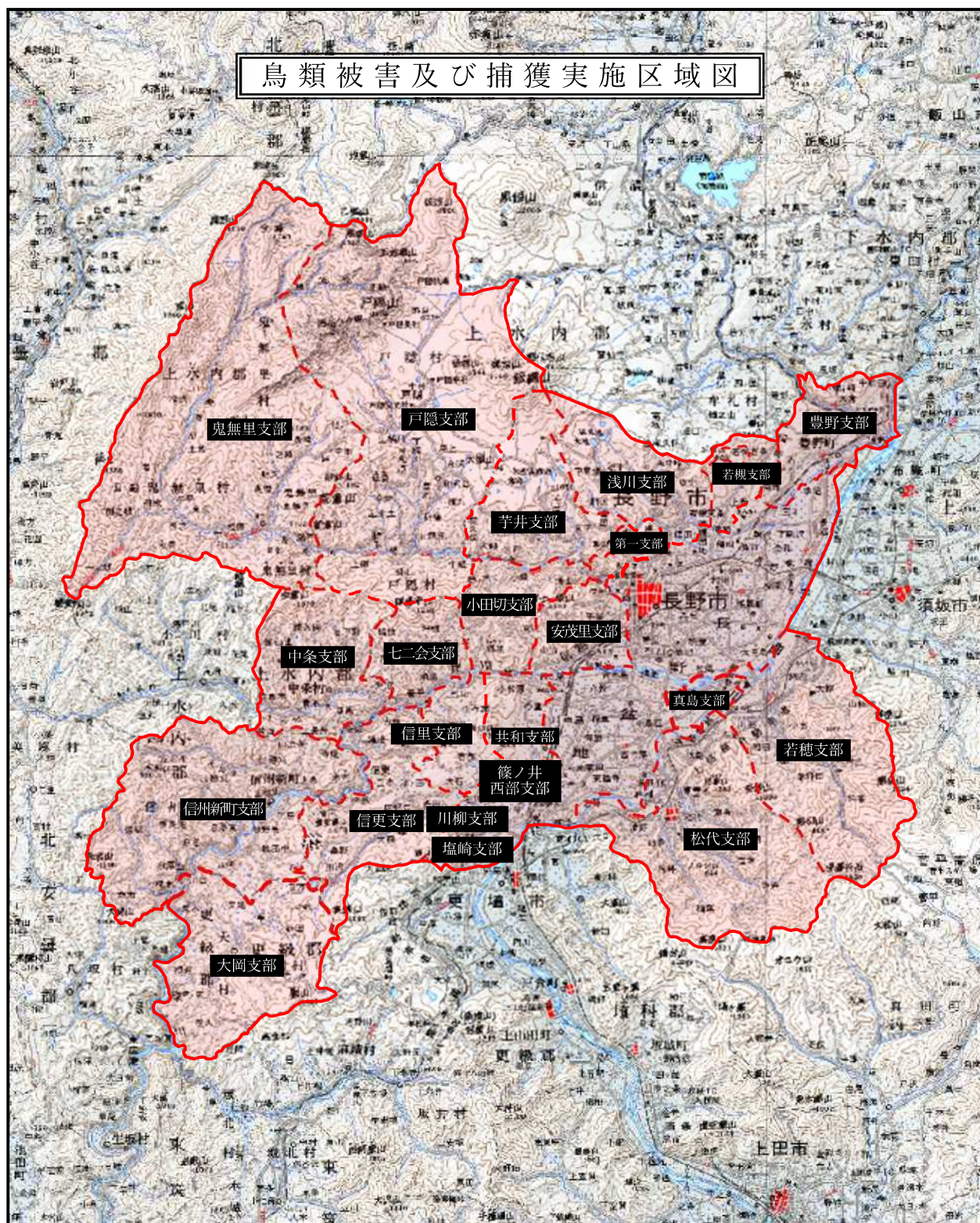
長野市鳥獣被害対策実施隊 隊員345名（隊長1名、副隊長2名、隊員342名）
平成25年3月設置
※隊員数は、令和8年2月時点

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

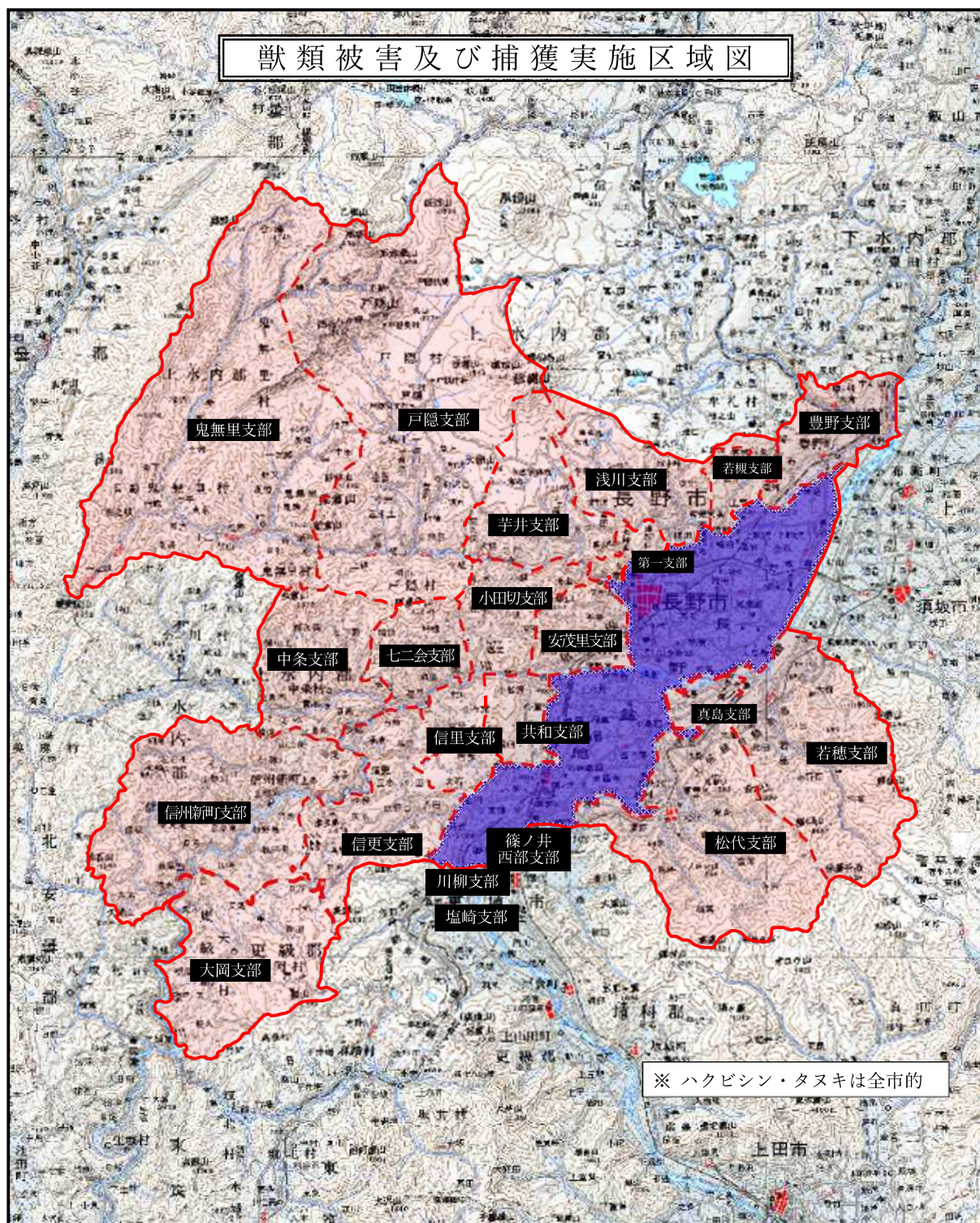
なし

10 その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

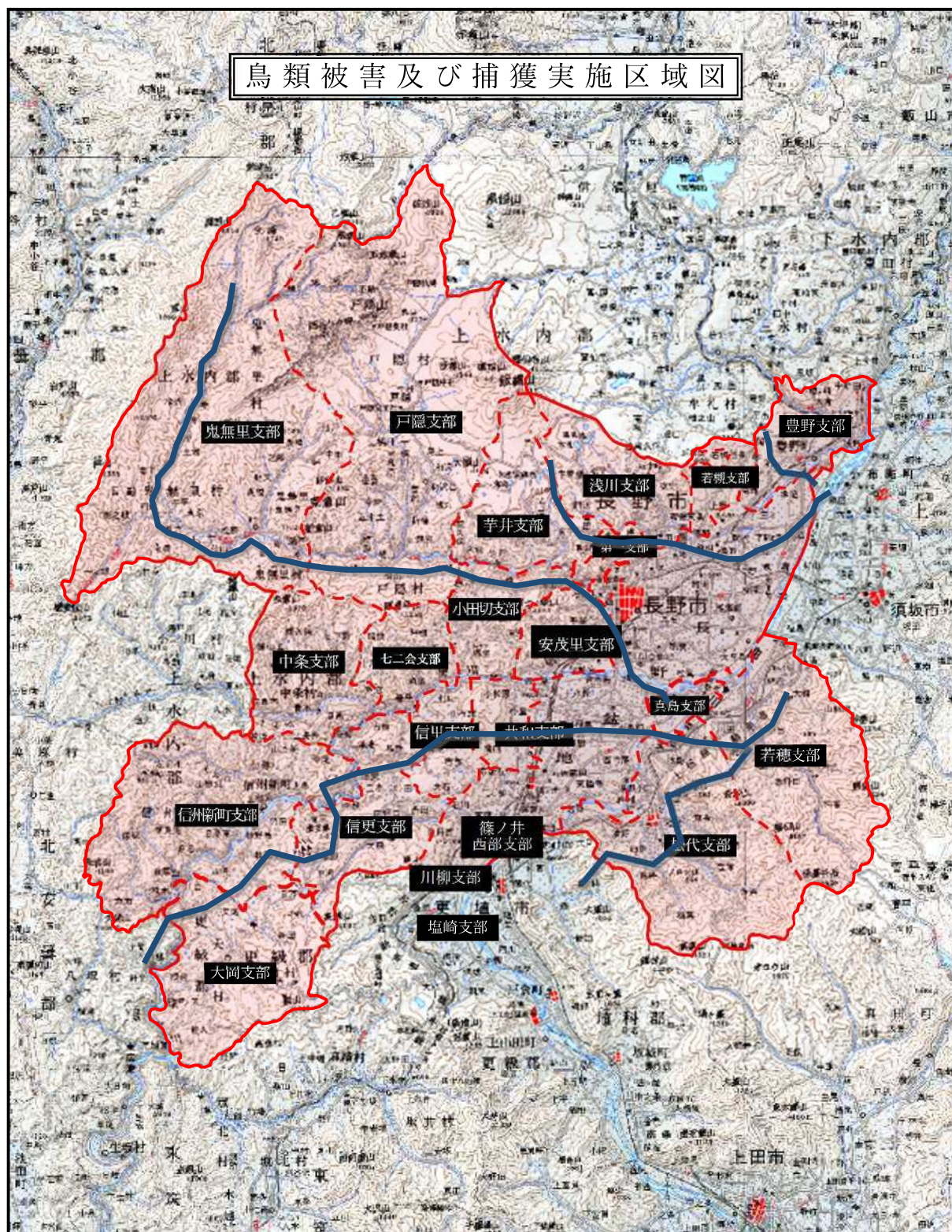
- ・新規に狩猟免許（わな猟）を取得し、有害鳥獣捕獲を始める初心者のハンターを対象にくくり罠講習会を開催し、被害防止に関する知識の普及と人材育成を図る。
- ・新規狩猟者の確保・育成を図る。



加害鳥獣：カラス
 主な品目：果樹・野菜
 発生時期：収穫期



加害鳥獣：イノシシ・ニホンジカ・ニホンザル・ハクビシン・タヌキ・アナグマ・ツキノワグマ・アライグマ・
ニホンカモシカ
主な品目：水稻、芋類、豆類、果樹、野菜
発生時期：幡種期～収穫期



加害鳥獣：カワウ・サギ類

主な川魚：アユ・ニジマス・ウグイ・ヤマメ・コイ・オイカワ

発生時期：通年

被害防止施策の実施体制

